

## 訪問看護重要事項説明書

当事業所は御利用者に対して指定（介護予防）訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業所の概要

#### （1）事業目的

要支援、要介護状態になられた方々に対し、心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。

#### （2）運営方針

- ① 御利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び（介護予防）訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、御利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ （介護予防）訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ⑥ 常に御利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、御利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

#### （3）事業所の種類

指定（介護予防）訪問看護事業所

#### （4）事業所の名称・所在地及び電話番号

名称 特定非営利活動法人HOT

訪問看護ステーションほ〜っと（事業者番号1760191237）

代表者氏名 杉森 隆宏

平成 29年 3月 1日 指定 金沢市

所在地 〒 921-8154 金沢市高尾南2丁目58番地 虎本テナント2階1号

電話番号：076-256-3830 FAX:076-256-3832

(サテライト) 訪問看護ステーションほ〜っと つばた  
所在地 〒 929-0341 河北郡津幡町横浜ほ4番地1号

(5) サービスを提供できる地域

金沢市、野々市市、白山市、かほく市

\* 上記地域以外にお住まいの方でも御希望の方はご相談ください。

(6) 従業者の職員体制

管理者 1名

看護職員 3名以上

リハビリ職員 1名以上

(7) 職務内容

管理者：従業者の管理及び（介護予防）訪問看護の御利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

又、従業者に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員：（介護予防）訪問看護サービスの実施を行います。

(8) 営業日及び営業時間

営業日 月～金 （但し国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。）

営業時間 9：00～18：00

24時間連絡体制を実施していますので、その他時間外については、下記に連絡をお願い致します。

連絡先：076-256-3830

(9) 当事業所が提供するサービス

①サービスの提供にあたっては、御利用者の主治医の（介護予防）訪問看護指示書に伴い居宅サービス計画（ケアプラン）等に沿って「（介護予防）訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

②サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合はその変更が居宅サービス計画（ケアプラン）等の範囲内で可能なときは、主治医等に相談のうえ、「（介護予防）訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

(10) 利用者負担金

①御利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。

②介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を

含む)には、全額自己負担になります。

**\*介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画等を作成する際に介護支援専門員からの説明の上で御利用者の同意を得ることとなります。**

③利用者負担金のお支払方法は、御利用月の翌月20日までに請求書を発行しますので27日までにお支払ください。

**\*お支払方法につきましては銀行引き落とし、集金等をお願い致します。**

尚、御利用者の御名前でお支払いをお願いします。

<お振込み先>

北國銀行 円光寺支店 普通口座 11067

特定非営利活動法人HOT 理事長 杉森隆宏

**毎月27日口座より引き落としさせていただきます。**

#### (11) 緊急時の対応

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。営業時間外でも連絡が取れる体制となっていますので御連絡ください。

#### (12) その他運営に関する重要事項

御利用者が訪問看護師の変更を希望される場合にはできる限り対応しますので後記の責任者までご相談下さい。

### 2. 従業員の勤務体制

適宜交代制

### 3. 事故発生時の対応

家族・介護支援専門員・関連機関、市町村等への報告、対応を迅速に行います。

サービスの提供にあたって御利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当社加入保険「賠償責任保険<訪問看護対応型>の規程」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小にかかわらず、担当看護師か責任者にお尋ね下さい。

### 4. サービス提供のキャンセル・苦情について

(1) サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日までに御連絡下さい。

**御連絡がない場合には金2,000円を担当介護支援専門員に相談・了承の上、自費請求させていただきます場合があります。**

(2) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、担当看護師か下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

連絡先 責任者 : 杉森 隆宏

電話番号 : 076-256-3830

(3) 当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

#### 【市区町村の連絡先】

金沢市介護保険課 : 076-220-2264      かほく市介護予防課 : 076-283-7122

白山市長寿介護課 : 076-274-9529      能美市介護長寿課 : 0761-52-8001

野々市市介護長寿課 : 076-227-6066      津幡町保険年金課 : 076-288-7924

内灘町介護福祉課 : 076-286-6703

石川県社会福祉協議会 (福祉サービス運営適正化委員会) : 076-234-2556

#### 【公的機関の連絡先】

石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情110番) : 076-231-1110

<基本利用料金について>

## (介護保険)      令和6年6月1日より

看護師等による訪問 ※地域区分: 金沢市7級地. 1単位=10.21円 (その他地域10円)

各単位に地域区分×10.21した計算が円としての料金となります。(小数点切り捨て)

1)

① 訪問看護 I-1 : 20分未満 314単位 (予防303単位)

② 訪問看護 I-2 : 30分未満 471単位 (予防451単位)

③ 訪問看護 I-3 : 30分以上-1時間未満 823単位 (予防794単位)

④ 訪問看護 I-4 : 1時間以上-1時間30分未満 1128単位 (予防1090単位)

⑤ 訪問看護 I-4超 : 1時間30分以上の訪問看護 1428単位

2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

①訪問看護 I-5 (20分未満) 294単位 (予防284単位)

※要介護の方、1日3回以上の場合10%減

予防の方、利用開始の属する月から12月超5単位減となります

- ・夜間・早朝の場合

(18:00-22:00、6:00-8:00) 25%加算

- ・深夜の場合

(22:00-6:00) 50%加算

※准看護師は90/100となります。

同一施設内20人以上の場合90/100となります。

### 3) その他の加算

- ・特別管理加算：特別な管理を有する御利用者

(カニューレやドレーン、留置カテーテル等使用している方)

月1回 500単位、もしくは250単位

- ・初回加算 (I) 350単位、(II) 300単位

(I) 病院から退院した日に初回訪問した場合、(II) 病院から退院した次の日以降に訪問した場合

- ・長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を越える訪問看護を行った場合 1回 300単位

- ・緊急時訪問看護加算

御利用者又は御家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を希望される方 月1回 600単位

- ・複数名訪問加算

同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合

看護師等 1回(30分未満) 254単位 看護補助者 201単位

看護師等 1回(30分以上) 402単位 看護補助者 317単位

(その他加算)

- ・退院時共同指導加算 月1回600単位

- ・看護、介護職員連携強化加算 月1回250単位

- ・ターミナルケア加算 月1回 2500単位

- ・看護強化体制加算 I 月1回550単位 II 月1回200単位

- ・看護体制強化加算(予防) 月1回100単位

- ・口腔連携強化加算 50単位/回 ※月一回

- ・遠隔死亡診断補助加算 150単位/回

- ・専門管理加算 250単位/月一回

- ・科学的介護推進体制加算 40単位/月一回
- ・サービス提供体制強化加算 (I) 6単位/回 (II) 3単位/回

## (医療保険) 令和6年6月1日から

訪問看護基本療養費Ⅰ：週3日まで 5550円 (准看護師5050円)  
 週4日以降 6550円 (准看護師6050円)  
 ※1日につき

訪問看護基本療養費Ⅱ：週3日まで 5500円 (准看護師5050円)  
 ※同一日に2人  
 週3日まで 2780円 (准看護師2530円)  
 ※同一日3人以上  
 週4日以上 6550円 (准看護師6050円)  
 ※同一日に2人  
 週4日以降 3280円 (准看護師3030円)  
 ※同一日に3人以上

訪問看護療養費Ⅲ：入院中1回 (厚生労働大臣が定める疾病等は2回)  
 8500円

訪問看護管理療養費：月の初日 7440円/日 2日目以降 3000円/日  
 (精神科)

### 加算等

24時間対応体制加算：6800円/月1回

(負担軽減を取り組んでいない場合6520円)

特別管理加算：内容により料金が異なる 5000円/2500円/月1回

緊急訪問看護加算：1日につき1回 イ2650円 (月14日目まで)  
 ロ2000円 (月15日目以降)

長時間訪問看護加算：1～3回まで (90分超える場合) 5200円

複数名訪問看護加算：看護師、OT、PT、ST 4500円

准看護師 3800円

看護補助 3000円 (日2回6000円、日3回以上10000円)

精神科複数名訪問看護加算：保健師、看護師、OT 1日1回4500円 1日2回9000円 1  
 日3回以上14500円  
 准看護師 1日1回3800円 1日2回7600円

1日3回以上12400円

看護補助者 週1日3000円

難病等複数回訪問看護加算 : 4500円/1日2回、8000円/1日3回以上

訪問看護ターミナルケア療養費1 : 25000円

訪問看護ターミナルケア療養費2 : 10000円

緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門（膀胱）ケアに関わる専門の教育を受けた看護師が計画的に管理を行っている場合 : 2500円/月

特定行為研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合 : 2500円/月

訪問看護医療DX加算 : 50円/月

訪問看護診療情報提供費 : 1500円/月（厚生労働省が求めた際提出）

遠隔死亡診断加算 : 1500円/月

（ベースアップ加算）

1 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

780円

注1 Ⅰについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号02の1を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）として、月1回に限り算定する。

### 退院時や居宅療養でのカンファレンスに伴う加算

退院時共同指導加算 : 6000円（厚生労働大臣指定の疾病等 : 8000円）

在宅患者連携指導加算 : 3000円/月

在宅患者緊急時等カンファレンス加算 : 2000円/月2回

退院支援指導加算 : 週4日以上訪問できる方6000円（長時間の場合8400円）

※保険外も対応していますので詳細はお気軽にお尋ね下さい。

（例）旅行同行、転院同行、結婚式参列同行など

訪問看護料金表【医療保険】（令和4年10月1日から）

<保険単位と基本利用料>

後期高齢者（75歳以上）	1割、配慮措置対象の方は2割、現役並所得者の方は3割		
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 （70歳～74歳）	2割、現役並所得者の方は3割
		一般 （70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

<医療保険料金表>

		料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ （1日につき）	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降（厚生労働大臣が定める疾病等）看護師の場合	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ （1日につき） （同一建物居住者）	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降（厚生労働大臣が定める疾病等）看護師の場合	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅲ （在宅療養に備えた外泊時）	入院中に1回（厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回）	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
	週3日目まで30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日目以降30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
乳幼児加算（6歳未満）		1,500円	150円	300円	450円
複数名訪問看護加算（看護師）（週1回、1日につき）		4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算（22時～6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日	7,440円	740円	1,490円	2,230円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円

## 各種加算

	料金	利用者負担		
		1割	2割	3割
24時間対応体制加算	6,400円	640円	1,280円	1,920円
長時間訪問看護(週1回まで) (15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで)	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	270円	530円	800円
特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算(1月につき) (利用者の状態に応じて月2回まで)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算(退院日の訪問)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算(1月につき)	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回)	2,000円	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費Ⅰ(死亡時)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費Ⅱ(死亡時)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護情報提供療養費(1月につき)	1,500円	150円	300円	450円